

第 90 回国際獣疫事務局（OIE）総会概要

1. スケジュール等

- （１）日程：令和５年５月 21 日（日）～５月 25 日（木）５日間
- （２）開催場所：フランス・パリ 化学会館
- （３）我が国からの出席者
農林水産省消費・安全局動物衛生課長（OIE 日本代表） 他



2. 主な内容

（１）鳥インフルエンザに関する動物衛生フォーラム

冒頭、鳥インフルエンザ研究の世界的権威である David Swayne 博士より、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の世界的制圧に関する戦略上の課題に関して、プレゼンがなされた。主なポイントは以下の通り。

- ・ 従来、HPAI の発生に対しては摘発淘汰が実施されてきたが、最善のウイルスからの防御は予防である。
- ・ ワクチンを接種することで、鳥インフルエンザウイルス感染への抵抗性を高め、感染時のウイルス排泄量や死亡を減らすことが可能。一方、ワクチン接種はバイオセキュリティ等の措置に追加される手段であり、バイオセキュリティ等を代替するものではない。
- ・ HPAI の世界的制圧に向けた課題としては、①渡り鳥によって移動する HPAI ウイルスに対する早期警戒（サーベイランスの更なる改良）、②ワクチン接種等による家きんのウイルス感受性の低減、③バイオセキュリティの強化、④ HPAI 未発生国で発生した場合、サーベイランス及び封じ込め地域の適用によるゾーニングやコンパートメント主義による疾病制圧、⑤ワクチン接種を考慮した家きん及び家きん製品の継続的な貿易のための方法、が挙げられる。

その後、テーマ別の４つのセッションにおいて、加盟国や国際機関等の代表者、専門家によるパネルディスカッション及び質疑応答が行われた。

セッション 1

鳥インフルエンザのインテリジェンス：早期発見及び予防のためのサーベイランス及びモニタリング

パネリストから、鳥インフルエンザは鳥類だけの問題ではないことから、家きんや野鳥だけでなく、死亡野鳥を捕食するキツネ等、哺乳類においてもサーベイランスを実施する必要があると、結果について様々なステークホルダーに情報共有することが非常に重要である旨発言がなされた。

フロアからの主な質問は以下の通りで、パネリストから適宜回答がなされた。

- ・ 渡り鳥のサーベイランス（飛行経路の把握等）について、どう対応すべきか。
- ・ 南米でも発生が確認されているが、渡り鳥の経路についてどう考えるか。

セッション 2

AI の疾病対応：早期対応と事業継続のための疾病制圧戦略、ワクチンの役割

冒頭、OIE が各国に対して事前に実施したアンケートのうち、ワクチン接種を含む疾病対応に関する回答の分析結果についてプレゼンがなされた。今後に向けて、摘発淘汰の補完的ツールとしてのワクチン接種や、ゾーニングやコンパートメントの導入拡大を検討する段階にあること、AI の予防及び管理に関する官民連携を強化する必要があるとの見解が示された。一方で、ワクチンに抵抗を示す国も多く、ワクチン接種後のサーベイランスの実施や、接種に係るコスト等課題が多いことが示された。

パネリストからの主な発言は以下の通り。

- ・ ゾーニングやコンパートメントに向けて、国際基準の遵守、各国の能力強化、国内のフレームワーク作りが重要で、ゾーニングやコンパートメント主義の内容を理解し、合意することが不可欠。
- ・ 予防が最も重要であり、サーベイランスやゾーニング、コンパートメント主義の適用も重要。しかしながら、補完的なツールとしてワクチン開発を急ぐ必要がある。国際基準である OIE コードにおいても、ワクチンの使用は認められており、どのように使うか等の詳細を議論する必要がある。また、国際的なレベルでの情報共有が重要である。
- ・ パンデミックの教訓を踏まえて、平時に、ワクチン開発技術を高めることが重要。実際にここ 20 年程度の技術の進歩は素晴らしく、様々なワクチンや

流行株に対応できるワクチン開発に係るプラットフォーム技術が利用可能である。また、世界的に、新しいウイルス株へのアクセスを確保することが重要。

- ・ リスクベースのサーベイランスを設計することが重要。環境汚染や変異の可能性も考慮して、生鳥市場や水鳥と家きんのインターフェースになるような場所について、重点的にサーベイランスを実施している。ワクチンによる免疫が成立していないと思われる事例においては、系統樹解析等の詳細な検査を行っている。清浄地域におけるワクチン接種後のサーベイランスが重要であり、予算を確保し、人材にも投資する必要。
- ・ 民間を含めて全てのステークホルダーとの協力が重要。ワクチン接種を始める前には、幾つかの点について、ステークホルダーと合意する必要があり、第3国からの要請にも対応する必要。コストの問題は大きく、様々なシナリオごとにコストを試算している。

フロアからの主な質問は以下の通りで、パネリストから適宜回答がなされた。

- ・ ワクチン接種家きんで感染が確認された場合はどうするのか？

セッション3

AI へのレジリエンス：安全な国際貿易を促進するための国際基準

パネリストからの主な発言は以下の通り。(日本がパネリストとして参加)

- ・ 既存の手段を補完する新たなツールであるワクチンを考案することについて、その世界的な必要性を十分に認識しながらも、現時点では、すべての利害関係者が効果的かつ持続可能な国内適用および安全かつ信頼性のある家きん製品の国際貿易に自信を持って依拠することができるような、効果的なワクチン、並びに、有効で実行可能なワクチン接種計画の可能性と実現可能性を探索する段階にあることを強調する。
- ・ 10 年前はバイオセキュリティの強化とそれに関する啓発活動を行っていたが、現在は、追加的なツール、つまりワクチン接種をツールボックスに入れる必要があると考えている。貿易上の懸念はあるが、国際基準もあることから、究極的には国同士の信頼にかかっているのではないかと。ただし、十分なサーベイランスとは何か、その文書化をどうするのかについてさらなる検討が必要であり、その議論に積極的に貢献したい。
- ・ 重要なことは、科学に基づく国際基準に沿った対応をするということ。これまでの防疫政策を維持しつつも、リスク評価を踏まえた上で、ワクチン接種を効果的かつ補完的なツールとして使っていきたい。ワクチン接種と

サーベイランスについて、詳細に定義された要件を定めることが重要。ワクチンは従来の措置を代替するものではなく、追加的なものである。科学に基づき、国際基準に整合した利用可能なツールは使用すべきである。

- ・ 最も大きな問いは、貿易相手国がどのように反応するかということ。また、サーベイランスが重要であり、接種開始前に中身を詰める必要がある一方で、サーベイランスやその他の関連費用を含めたワクチン接種のコスト面も検討する必要がある。業界でも意見が分かれており、人へのスピルオーバーなどの公衆衛生上の懸念もある。ゾーニングやコンパートメント主義とワクチン接種を組み合わせることも重要である。
- ・ 診断やワクチンの知見も有しており、技術的にはワクチン接種は可能であるが、ワクチン接種は第一選択肢ではない。今後鳥インフルエンザが発生すれば、ワクチンを検討する可能性は否定しないものの、輸出先の全ての国と、ワクチン接種計画や輸出証明事項について合意することは難しい。自国がワクチン接種を決定した場合、現実世界の貿易は非常に困難になると確信。
- ・ ゾーニングやコンパートメントについては、堅固な科学的基盤と OIE 基準に従った適切な実施が、これらの概念を成功裏に適用するために重要であり、そして、そのことが輸出国と輸入国の間での合意につながるものと考えられる。また、貿易相手国や関係者に対して透明性を持った情報共有を行い、理解と信頼を醸成することが重要。

フロアからの主な質問は以下の通りで、パネリストから適宜回答がなされた。

- ・ ワクチンを承認して、接種家きんやその製品を輸出し始めた場合、輸入国では、当該ワクチンが承認されていない可能性があるため、問題が生じるのではないか。

セッション 4

AI の漸進的制圧のための国際協調戦略

冒頭、パネリストから、国際機関等において実施されている国際連携に関するプレゼンがなされた。

フロアからの主なコメントは以下の通りで、パネリストから適宜回答がなされた。

- ・ 世界的なワクチンを作るための研究を行う必要があると考える。

総合討論及び結語

これまでの議論の取りまとめとして、各セッションの代表者による総合討論が行われた。セッション3の代表として、日本がパネリストとして参加した。

フロアからの主な質問・コメントは以下の通りで、パネリストから適宜回答がなされた。

- ・ 卵の生産者と肉の生産者では、ワクチン接種に関して意見の相違がある。こういった意見の相違を埋めていくためにはどうすればよいのか？
- ・ 本フォーラムの議論は、決議になると理解しているが、これまでの議論では、具体的なアクションが見えない。貴重な動物性タンパクを無駄にし続けることは受け入れがたく、バイオセキュリティやサーベイランスなどの基本的な対策に加えて、ワクチン接種を推進していくべきである。本件は、ワンヘルスの問題でもある。本フォーラムの議論は、ワクチン接種を検討している国に力を与える（empower）ものであるべきで、議論だけではなく、具体的なアクションプランを示して頂きたい。
- ・ 小規模農家や裏庭養鶏等に対する対策はどうすればよいのか？
- ・ ワクチン接種やサーベイランスに関するガイドラインを作ってはどうか？
- ・ ゾーニングやコンパートメント主義の促進について何か推奨できることはないか？

David Swayne 博士による結語の概要は以下の通り。

- ・ 本フォーラムの実現に尽力した OIE 職員及びパネリストに感謝。鳥インフルエンザはもはや稀に起こる家きんの病気ではない。野鳥、哺乳類、水生動物、人間にも影響を与えるもので、ワンヘルス上の課題である。信頼と透明性が重要。コードやマニュアルなどのツールは存在するが、加盟国がワクチン接種を行うために役立つサーベイランスのガイドラインの策定は有用だと考えられるため、これに取り組むことが重要である。GF-TADs 等の枠組みも大きな役割を果たしている。鳥インフルエンザは、貿易や商業養鶏だけの問題ではなく、低所得国や家族養鶏にも重要な問題。

フォーラムの議論を踏まえて採択された決議文では、HPAI 対策には、バイオセキュリティ、摘発淘汰及び移動制限が重要であり、その補完的な措置として OIE 基準に沿ったワクチンの使用については有効であるとされた。また、OIE 基準に沿って適切に実施されている地域主義や、ウイルス循環を摘発される強固なサーベイランスを基本とした、科学に基づくワクチンプログラムに沿ったワクチンの使用が推奨されている。

（２）世界の動物衛生をめぐる状況

OIE の担当より、WAHIS に提出された各国からの通報をもとに、ランピースキン病の発生状況や、ASF、FMD、PPR（小反芻獣疫）、狂犬病、水生動物疾病に関する世界戦略の実行状況についてプレゼンがなされた。主なポイントは以下の通り。

- ・ ランピースキン病は、近年急速に感染が拡大している。早期発見とワクチン接種が制圧のための鍵であり、診断能力の不足やワクチンの品質が課題となっている。
- ・ ASF、FMD、PPR、狂犬病、水生動物疾病については、国内で疾病報告を義務とする国が年々増加している。移動制限や、水際対策、ゾーニング等の対策についても実施している国の割合が増加。一方、診断能力に関しては、各地域にリファレンスラボラトリー（RL）が均等に設置されていないこと等が課題として挙げられる（特に PPR の RL が不足）。
- ・ 加盟国が国内状況を把握し、サーベイランスや飼養衛生管理の体制を整えることが必要。課題としては、野生動物におけるサーベイランス、診断体制の強化、ワクチン接種体制の整備、飼養衛生管理の強化が挙げられた。

（３）ワーキンググループの活動報告

野生動物については、各専門委員会等と連携した活動の紹介や、鳥インフルエンザに関する活動等について報告がなされた。

薬剤耐性（AMR）については、動物種別の Technical Reference Document の作成状況や、OIE コードの第 6.10 章（Responsible and prudent use of antimicrobial agents in veterinary medicine）の改正作業の状況等について報告がなされた。

（４）コード委員会の活動報告

以下の陸生コードの改正案が採択に付され、口蹄疫の改正コード案（第 8.8 章）については採択が延期されたが、その他の改正案は全て採択された。

	項目	内容
1	—	ユーザーガイド
2	—	定義語
3	第 1.3 章	OIE リスト疾病
4	第 8.8 章	口蹄疫
5	第 8.14 章	狂犬病
6	第 8.15 章	リフトバレー熱

7	第 10.9 章	ニューカッスル病
8	第 11.4 章、第 1.8 章	BSE 及びそのリスクステータス公式認定に係る申請手続き等
9	第 12.2 章	馬伝染性子宮炎
10	第 12.6 章	馬インフルエンザ
11	第 12.7 章	馬ピロプラズマ
12	第 14.X 章	<i>Theileria lestoquardi</i> , <i>T. luwenshuni</i> 及び <i>T. uilenbergi</i> 感染症
13	第 16.1 章	中東呼吸器症候群 (MERS)
14	第 8.Y 章	リーシュマニア症
15	—	用語の見直し (fetal/foetal, fetus/foetus)
16	—	用語の見直し (cattle/bovid/bovine)
17	—	用語の見直し (enzootic/endemic, epizootic/epidemic)

主な項目に関する議論の概要は以下の通り。

<BSE>

加盟国からのコメントを受けて、採択前にいくつかの微修正がなされたが、サーベイランスや特定危険部位 (SRM) の見直し、非定型 BSE の非リスト疾病化等の主な改正点は変更されず、改正コードは採択された。投票結果の詳細は以下の通り。

- ・反対 1 (中国) : 非定型 BSE の非リスト疾病化に対する懸念から。
- ・棄権 10 (韓国、アフリカ諸国等) : 韓国は中国の懸念を支持。当初、アフリカ連合は、大部分のアフリカの国にとって BSE 検査を実施することは困難であり、改正コードでも、一定数の検査をしなければステータスを取得することができないことから、反対を表明。議長による説明後も数か国が棄権に回った。

<狂犬病>

非清浄国からの犬の輸入要件の一つとして、現行コードは、ワクチン接種後の抗体検査を、輸出前 3～12 か月の間に実施すべきとしているが、これを輸出前 30 日～12 か月へと変更する改正内容について、EU、5 か国連合 (米国、カナダ、英国、豪州、NZ) 等が反対を表明。アフリカ連合も、当該内容については更なる検討が必要との立場を示した。議長からは、「当該提案は、科学的に妥当であることを確信しているが、大半の加盟国が望んでいないことが判明したことから、本提案を撤回する」との説明があった。一方で、犬由来狂犬病について、ワクチン接種計画に関する推奨事項をまとめた条項の新設については、採択を支持する意見があったことから、当該条項のみが採択に付され、全会一致で採択された。

<口蹄疫>

ワクチン接種清浄国由来のワクチン接種動物について、一定要件の下、ワクチン非接種清浄国に輸入可能とする改正点について、EU 及び日本が反対を表明。一方で、南米勢を中心としたアメリカ地域からは、現行案での採択を強く支持する意見が表明。この他にも、数か国から技術的な意見が寄せられたことから、議長判断で、今年の採択は見送られ、今後、加盟国の全ての懸念を払拭した上で、来年の採択を目指すこととなった。加盟国からの主なコメントは以下の通り。

- ・アルゼンチン（OIE アメリカ地域の 31 加盟国を代表）：現案は、公正かつ公平で安全な国際貿易に有益であり、現案のままの採択を支持する。
- ・豪州：第 8.8.35 条を除いては、採択を支持できる。第 8.8.35 条の乳中の口蹄疫ウイルス（FMDV）の不活化要件は十分ではなく、それを裏付ける研究結果もある。
- ・デンマーク（EU27 か国を代表）：採択を支持できない。主な反対理由は、ワクチン非接種清浄地域に、ワクチン接種動物の輸入を許可する規定があるためである。
- ・ハンガリー（EU27 か国を代表）：採択を支持できない。デンマークが挙げた理由に加えて、輸入国が公式ステータスを維持するために、多大な追加的な行政コストを負担しなければならないことを指摘したい。具体的には、ワクチン接種動物と非接種動物を区別するためのサーベイランス要件を満たすために、完全な動物識別制度が必要となるからである。
- ・タイ（アジア太平洋地域の 32 か国を代表）：採択を支持する。
- ・ポルトガル（EU27 か国を代表）：採択を支持できない。第 1.11 章（口蹄疫清浄ステータス認定にかかる質問票）が第 8.8 章と同時に改正されていないことは問題。
- ・日本：以前に提出したコメントを繰り返すが、コード委員会と生物基準委員会の間で、第 8.8.11 条で推奨される診断検査に関して意見の相違があることに留意したい。FMD ワクチン接種清浄国から、非接種清浄国に動物を輸入することができるようにする規定については、この矛盾が両委員会で議論され、合意されるよう求める。
- ・アルゼンチン：FMD ワクチン接種清浄国から、非接種清浄国に動物を輸入することができるようにする規定については、科学的にリスクがないことが担保されているため、支持する立場を繰り返したい。

以上のやり取りを踏まえて、議長から、今回は改正案を採択に付さずに、更に 1 年議論した上で、来年の総会での採択を目指したいとの提案があった。

その後、ウルグアイ（OIE アメリカ地域の 31 か国を代表）から、大きな失望が表明され、鳥インフルエンザのワクチン接種が清浄ステータスに影響を与えないとされていることと整合性を取るべきとの意見が出された。

（５）科学委員会の活動報告

OIE が公式にステータス認定を行っている 6 疾病のうち 2 疾病について新たにステータスが認定された。

1	口蹄疫	
	・ ワクチン非接種清浄地域	ボリビア Beni 県及び La Paz 県北部（現・ワクチン接種清浄）と Pando 県（現・ワクチン非接種清浄）が合併したゾーン
	・ ワクチン接種清浄地域	コロンビア Protection Zone I (PZ 1) : Norte de Santander 県の 29 の自治体から構成されるゾーン ロシア Zone V (Far East) : Amur Oblast, Jewish Autonomous Oblast, Primorsky Krai, Khabarovsk Krai, Zabaykalsky Krai から構成されるゾーン
2	牛肺疫	
	・ 清浄国	コロンビア
3	豚熱	新規認定なし
4	牛海綿状脳症	新規認定なし
5	小反芻獣疫	新規認定なし
6	アフリカ馬疫	新規認定なし

（６）水生委員会の活動報告

以下の水生コード及びマニュアルの改正案が採択に付され、全ての改正案が採択された。

	章	内容
	【水生コード】	
1	第 9.3.1 条	壊死性肝臓炎（NHP）
2	第 9.4.1 条、第 9.4.2 条	伝染性皮下造血器壊死症（IHNN）
3	第 9.5.2 条	伝染性筋壊死症（IMN）
4	第 10.9.2 条	コイ春ウイルス血症（SVC）
5	第 10.X 章	ティラピアレイクウイルス感染症（TiLV）

6	第 11. 2. 2 条	ボナミア・エクシティオサ感染症
7	第 11. 3. 2 条	ボナミア・オストレア感染症
8	第 11. 4. 1 条、第 11. 4. 2 条	マルティリア・レフリンジェンス感染症
9	第 11. X. 9 条～第 11. X. 14 条	軟体動物の疾病
【水生マニュアル】		
1	第 2. 2. 1 章	急性肝臓壊死症（AHPND）
2	第 2. 2. 3 章	壊死性肝臓炎（NHP）
3	第 2. 2. 4 章	伝染性皮下造血器壊死症（IHHN）
4	第 2. 2. 5 章	伝染性筋壊死症（IMN）
5	第 2. 2. 7 章	タウラ症候群
6	第 2. 2. 8 章	ホワイトスポット病
7	第 2. 3. 1 章	流行性潰瘍性症候群（EUS）
8	第 2. 3. 2 章	流行性造血器壊死症（EHN）
9	第 2. 3. 9 章	コイ春ウイルス血症（SVC）
10	第 2. 4. 2 章	ボナミア・エクシティオサ感染症
11	第 2. 4. 3 章	ボナミア・オストレア感染症
12	第 2. 4. 4 章	マルティリア・レフリンジェンス感染症

各国からのコメントは以下の通り。

【コード】

・第 10. X 章（ティラピアレイクウイルス感染症（TiLV））

タイから、安全な製品の為の処理条件について、ウイルスを不活化するための温度と処理時間を見直す必要があると発言があった。これに対し水生委員会議長は、各疾病における安全製品ののための条件と同様に引き続きコメントを募集することとした。

フィンランド（EU27 か国代表）から、第 10. X. 5 条及び第 10. X. 6 条における再清浄化を宣言するために必要な措置に、当該地域の感染魚の全処分及び消毒が含まれることについて反対意見が述べられた。また、左記意見にノルウェーも賛成の立場を主張した。これに対し水生委員会議長は、TiLV は昨年からリスト疾病に追加され、未だ該当する章が無い状態であるため、この問題によって本章の採択が妨げられることは望ましくないとした。一方で、再清浄化の宣言に必要な措置は非常に重要な話題であり、TiLV のみならず、各疾病においても少なからず影響が考えられることから、当該箇所においては採択予定箇所から除き、9 月の委員会で再びコメントを募集することとした。

・第 11. 4. 1 条・第 11. 4. 2 条（マルティリア・レフリンジェンス感染症）

ノルウェーから、最新の知見に基づき新たなカイアシ類を中間宿主として記載する本章の変更について、支持が表明された。

【マニュアル】

・第 2.2.3 章（壊死性肝臓炎（NHP））

フィンランド（EU27 か国代表）から、表 6.3.1 と表 6.3.2 の表記方法について意見が述べられたが、水生委員会議長は改善の余地はあるものの現段階では修正しないものとした。

・第 2.4.4 章（マルティリア・レフリンジェンス感染症）

ノルウェーから、本疾病におけるマニュアルとコードの感受性種の違いがある理由を明確にすべきとのコメントが示された。

（７）生物基準委員会（ラボラトリー委員会）の活動報告

以下の陸生マニュアルの改正案が採択に付され、全ての改正案が採択された。

	章	内容
1	—	用語の定義
2	第 1.1.6 章	感染症の診断アッセイバリデーションの原則及び方法
3	第 1.1.10 章	ワクチンバンク
4	第 3.1.1 章	炭疽
5	第 3.1.5 章	クリミアコンゴ出血熱
6	第 3.1.18 章	狂犬病
7	第 3.1.19 章	リフトバレー熱
8	第 3.1.22 章	旋毛虫症
9	第 3.2.2 章	アメリカ腐蛆病
10	第 3.2.3 章	ヨーロッパ腐蛆病
11	第 3.3.10 章	鶏痘
12	第 3.3.13 章	マレック病
13	第 3.4.12 章	ランピースキン病
14	第 3.7.2 章	兎出血熱
15	第 3.9.7 章	豚インフルエンザ
16	第 3.10.1 章	ブニヤウイルス感染症（リフトバレー熱及びクリミアコンゴ出血熱を除く）

また、以下の陸生疾病に関するリファレンスラボラトリー、コラボレーティングセンターが新たに承認された。

○リファレンスラボラトリー

	疾 病 名	施 設 名	所 在 地
1	ランピースキン病	Exotic and vector-borne diseases (EXOVEC), Department of infectious diseases in animals, Sciensano	ベルギー
2	アメリカ腐蛆病	Animal Health Laboratory, Diagnostic and Surveillance Services, Biosecurity New Zealand, Ministry for Primary Industries	NZ
3	バロア病	Animal Health Laboratory, Diagnostic and Surveillance Services, Biosecurity New Zealand, Ministry for Primary Industries	NZ
4	哺乳類の結核病	Centro de Vigilancia Sanitaria Veterinaria (VISAVET), Universidad Complutense de Madrid	スペイン

○コラボレーティングセンター

	項 目 名	施 設 名	所 在 地
1	野生動物衛生のリスク管理	Wildlife Health Australia (WHA)	豪州
2	中東における動物用ワクチンの品質管理	The Central Laboratory for Evaluation of Veterinary Biologics (CLEVB)	エジプト
3	中東における「卒後初日の獣医師が具備すべき知識、技能及び態度」	Faculty of Veterinary Medicine, Cairo University	エジプト
4	アメリカ地域における動物衛生経済学	Department of Agricultural Economics, Kansas State University 他	米国 他

(8) OIE への新規加盟国の認定

セントビンセント及びグレナディーン諸島が OIE に新規加盟し、OIE の総加盟国・地域数は 183 となった。

(9) 第 91 回 OIE 総会の日程

第 91 回 OIE 総会は、2024 年 5 月 19 日～23 日にパリにおいて対面開催する考えとの説明があった。

(以上)